

# **TaxFlash**



## **国際航路を利用する船会社に対する新たな優遇措置**

インドネシア政府は、国際基準に従い海外港湾から積荷を輸送するガソリン燃料船舶に対する税務上の優遇措置を提供する政府規則 No.15/2015(以下、「GR 第 15 号」)を公布しました。これらの船舶に使用される特定の燃料、すなわち、エネルギー鉱物資源省の規格に適合するガソリン型船用燃料油 380 及び船用軽油の輸送に関して、付加価値税(VAT)は徴収されません。当該措置が適用される燃料サプライヤーは、インドネシア国内にガソリン精製・保管施設を保有することが義務付けられます。

税制上、燃料サプライヤーは、毎回の燃料輸送時に VAT が徴収されていない旨を表示するスタンプが押された VAT インボイス(*Faktur Pajak*/以下、「FP」)を発行し、また海外航行の承認状を発行する必要があります。

未徴収の VAT は、燃料が誤用されたり、第三者へ譲渡された場合は納付義務が発生し、誤用または譲渡から 1 ヶ月以内に納付を済ませる必要があります。

GR 第 15 号は 2015 年 3 月 12 日付で施行され、2015 年 4 月 10 日(すなわち、施行日から 30 日後)に効力を生じました。今後、この種の商品輸送に係る VAT 徴収、納付及び申告に関する詳細な手続を規定する財務大臣規則の公布が予定されています。

## 農業セクターにおける肥料にかかる VAT

2015年3月26日、インドネシア財務大臣は、特定肥料、すなわち、尿素、SP 36、ZA 及び NPK の課税標準額として適用するその他の価値、及び FP 発行のその他のタイミングを規定する財務大臣規則 No.62/PMK.03/2015(以下「PMK 第 62 号」)を公布しました。農業従事者が使用するこれらの肥料は、関連する VAT も含めて、その費用の一部は政府が補助しています。

当該肥料の補助部分及び非補助部分に関する価値及び VAT 課税のタイミングには差異があり、詳細は以下のとおりです。

	補助部分	非補助部分
VAT 課税標準額	補助金の 100/110	農業大臣が決定する最大小売価格 (HET) の 100/110
VAT 納税者	バジェット・ユーザーの代理人 (KPA) — 支払指図書 (SPM) の製造業者の請求額から VAT 課税額を直接控除する	購入者 — 通常の VAT 徴収手続に従う
FP 発行の タイミング	KPA を通じて、製造業者が補助金の支払を請求する時	製造業者による購入者への肥料の配達、または購入者による製造業者への支払のいずれか早いタイミング

VAT は、製造業者、流通業者、小売業者、そして農業従事者に至る全体的な流通網における製造段階においてのみ徴収されます。したがって、流通業者と小売業者には上記の肥料の輸送に関して VAT を徴収する義務はありません。

PMK 第 62 号は 2015 年 4 月 24 日(すなわち、制定日から 30 日後)に効力を生じ、政府補助を受ける肥料及び農薬の輸送に関して予算総局を VAT 徴収機関として任命した従来の財務大臣令 No.579/KMK.04/1996 は廃止されます。

## VAT インボイス番号の確認

VAT 課税対象の全ての起業家 (Pengusaha Kena Pajak/以下、「PKP」) には、課税商品・サービスの提供に係る FP 作成時に電子連番の使用が求められ、これは 2013 年 6 月から義務化されています。PKP は、自身が登記した税務署 (TSO) から課税年度の年初または連番を使い切った場合に、FP 作成のために連番を要求することができます。税務署署長は国税総局 (DGT) の代理で、各 PKP に対し新たな連番に関する通知を発行します。

2015 年 4 月 2 日、国税総局は連番の適用に関する要点を確認する国税総局通達 No.SE-26/PJ/2015(以下、SE 第 26 号)を公布しました。その詳細は以下のとおりです。

- 新たな連番は国税総局の通知日から有効となり、当該通知日以前の日付で作成された FP に対して新たな連番は使用できません。
- VAT 課税対象の起業家(業者)が当該通知日より以前の日付で作成された FP 発行のために新たな連番を使用する場合、業者はこの FP を取り消し、当該通知日またはそれ以降の日付で作成された新しい FP で代替する必要があります。この代替 FP は発行が遅滞したとみなされ、行政処分として課税標準額の 2% の制裁が課せられます。
- ただし、購入者に対する公平性を保つため(購入者に落ち度はないため)、この代替 FP は VAT 法の要件を満たす限りにおいて購入者による控除が可能です。

したがって、納税者は FP の連番の使用について前もって計画を立て、既存の連番を使い切ってしまう前に十分に余裕を持って新規連番を申請する必要があります。

## 石油及びガス会社に関する新たな税務コンプライアンスの手続

2015年3月31日、インドネシア財務大臣は、インドネシア政府との生産分与契約(PSC)を締結している石油及びガス会社の法人税及び支店のみなし配当税に係る詳細な納税申告手続を規定する財務大臣規則No.70/PMK.03/2015(以下、「PMK第70号」)を公布しました。

PMK第70号は、従来の財務大臣規則No.79/PMK.02/2012(以下、「PMK第79号」)を改正し、その制定日から効力を生じます。当該改正は、(該当する場合)4月に納付期限を迎える2015年3月の法人税及び支店のみなし配当税に影響を及ぼすことを意味します。主な改正点は以下のとおりです。

- PMK第70号は*BP Migas*(現在は*SKK Migas*)の解体に応じて公布されました。これにより、関連用語が変更されます。
- PMK第70号は現物ベースの法人税及び支店のみなし配当税の納税申告手続について規定しています。この現物ベースの法人税及び支店のみなし配当税に特有の関連書式は同規則により提供されます。
- PMK第70号における最も重要な改正点は、現金による法人税及び支店のみなし配当税の納付手続に関する問題です。原則として、PMK第70号では、法人税及び支店のみなし配当税の納付は一般税の納付と同等に扱われます。これは、PMK第70号が納税額をインドネシア中央銀行の石油・ガス口座(#600.000411980)ではなく(一般)国庫口座への送金を義務付けることを意味します。

支払いは依然として米ドル建てで行い、口座振替は「外国為替」指定銀行(すなわち、*Bank Persepsi Mata Uang Asing*)を通じて行われます。

上記を踏まえて、PMK第70号ではPSC契約企業が石油・ガス口座への支払を行える3ヶ月間の移行期間(2015年6月30日まで)を設けられています。その間、予算総局は国税総局(DGT)口座に予算を通常より多く配分(オーバーブック)します。3ヶ月間の移行期間が過ぎた後の石油・ガス口座への支払いは無効となる可能性があります。国庫に対する法人税及び支店のみなし配当税の納付が遅滞した場合は、罰則の対象となる可能性があります。

また、PMK第70号では、法人税及び支店のみなし配当税について、国庫口座に支払いがあった場合(すなわち、納付書に「NTPN」(*Nomor Transaksi Penerimaan Negara*)及び「NTB」(*Nomor Transaksi Bank*)の記載があること)、納税は済んだとみなされることが明記されています。

- 支払いのタイミングの観点では、従来のPMK第79号と比較した場合、PMK第70号の規定には重大な変更はありません。月次の法人税及び支店のみなし配当税は、依然として納付と申告がそれぞれ翌月の15日と20日に指定されています。PMK第70号では、法人税と支店のみなし配当税の税率を明記することを規定している点で、申告の面で僅かな違いがあります。年次の申告は、依然として課税年度の翌年の4ヶ月が期限となっています。

法人税及び支店のみなし配当税について、ご質問等がございましたら、弊社のエネルギー・電力・鉱業チームまたは下記の貴社担当者までお気軽にご連絡ください。

## Your PwC Indonesia contacts

**Abdullah Azis**  
abdullah.azis@id.pwc.com

**Adi Poernomo**  
adi.poernomo@id.pwc.com

**Adi Pratikto**  
adi.pratikto@id.pwc.com

**Ali Widodo**  
ali.widodo@id.pwc.com

**Alexander Lukito**  
alexander.lukito@id.pwc.com

**Andrias Hendrik**  
andrias.hendrik@id.pwc.com

**Anthony J. Anderson**  
anthony.j.anderson@id.pwc.com

**Anton Manik**  
anton.a.manik@id.pwc.com

**Antonius Sanyojaya**  
antonius.sanyojaya@id.pwc.com

**Ay Tjhing Phan**  
ay.tjhing.phan@id.pwc.com

**Brian Arnold**  
brian.arnold@id.pwc.com

**Enna Budiman**  
enna.budiman@id.pwc.com

**Engeline Siagian**  
engeline.siagian@id.pwc.com

**Gadis Nurhidayah**  
gadis.nurhidayah@id.pwc.com

**Hendra Lie**  
hendra.lie@id.pwc.com

**Ivan Budiarnawan**  
ivan.budiarnawan@id.pwc.com

**Laksmi Djuwita**  
laksmi.djuwita@id.pwc.com

**Mardianto**  
mardianto.mardianto@id.pwc.com

**Margie Margaret**  
margie.margaret@id.pwc.com

**Parluhutan Simbolon**  
parluhutan.simbolon@id.pwc.com

**Paul Raman**  
paul.raman@id.pwc.com

**Peter Hohtoulas**  
peter.hohtoulas@id.pwc.com

**Runi Tusita**  
runi.tusita@id.pwc.com

**Ryuji Sugawara**  
ryuji.sugawara@id.pwc.com

**Soeryo Adjie**  
soeryo.adjie@id.pwc.com

**Sutrisno Ali**  
sutrisno.ali@id.pwc.com

**Suyanti Halim**  
suyanti.halim@id.pwc.com

**Tim Watson**  
tim.robert.watson@id.pwc.com

**Tjen She Siung**  
tjen.she.siung@id.pwc.com

**Yessy Anggraini**  
yessy.anggraini@id.pwc.com

**Yuliana Kurniadjaja**  
yuliana.kurniadjaja@id.pwc.com

**Yunita Wahadaniah**  
yunita.wahadaniah@id.pwc.com

[www.pwc.com/id](http://www.pwc.com/id)

If you would like to be removed from this mailing list, please reply and write UNSUBSCRIBE in the subject line, or send an email to [maria.purwaningsih@id.pwc.com](mailto:maria.purwaningsih@id.pwc.com).

**DISCLAIMER:** This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

© 2015 PT Prima Wahana Caraka. All rights reserved. PwC refers to the Indonesia member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.